

HASPEE 設計用気象データを使用するにあたって —HASPEE 設計用気象データの使用許諾契約書—

2018年4月20日 公開

2020年3月16日 更新

2025年1月22日 改定

この契約書は、HASPEE 設計用気象データの使用許諾契約書です。HASPEE 設計用気象データの著者は郡公子氏、石野久彌氏で、著作権及び使用許諾権は株式会社気象データシステム（以下、MetDS）が有します。HASPEE 設計用気象データの使用を希望される方（以下、ユーザー）は、HASPEE 設計用気象データを使用する前に、この使用許諾契約書をお読みいただき、合意していただいた上で使用することができます。

- (1) HASPEE 設計用気象データは、株式会社気象データシステム（以下弊社）のホームページ（トップページ：<https://metds.co.jp>）から、必要事項を入力してダウンロードした1名のユーザーが1台のコンピューターで使用することができます。
- (2) HASPEE 設計用気象データを、ユーザー自身または他者が作成したプログラム等の入力データとして使用することができます。
- (3) HASPEE 設計用気象データを用いて得られた結果を、論述、論文、報告書等に掲載したり公表したりすることができますが、公表の際には HASPEE 設計用気象データを用いたことを明記してください。
- (4) HASPEE 設計用気象データの一部または全部を改変したデータや、データ形式やフォーマットを変えたデータを、MetDSの許可なく公表したり他者に提供したりすることはできません。
- (5) HASPEE 設計用気象データをダウンロードするプログラムのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、翻訳、その他の試みを行ったりすることを禁じます。
- (6) HASPEE 設計用気象データの使用によって何らかの損害が生じたとしても、著作者及びMetDSは、その責任を、直接、間接を問わず、一切負いません。そのような損害には、HASPEE 設計用気象データの使用によって、何らかの利益を受け損なったり、HASPEE 設計用気象データを消失してしまったりした場合も含まれます。
- (7) HASPEE 設計用気象データを入力データとして用いるプログラム類を他者に使用させたり、得られた結果を他者に譲渡したりする場合はMetDSとのライセンス契約が必要です。そのような場合は、当該プログラム類が有償であるか無償であるかにかかわらず、MetDSまでお知らせください。